

裁 決 書

〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇 様

処分庁 〇〇福祉事務所長 様

審査請求人が令和2年11月9日付けで提起した、令和2年10月27日付けで〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、昭和〇年〇月〇日生まれの女性であり、本件処分時に 89 歳であった。
- 2 令和2年10月5日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護申請（以下、この申請を「本件申請」といい、本件申請にかかる申請書を「本件申請書」という。）を行った。
- 3 令和2年10月27日、処分庁は、審査請求人に対し、収入（〇〇円）が最低生活費（〇〇円）を上回ることから、本件申請を却下する旨の決定をした（本件処分）。
- 4 令和2年11月9日付で、審査請求人は、三重県知事に対して、本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、以下の主張から、本件処分の取消しと、生活保護費の支給を求めている。

- (1) 最低生活費が収入を上回るので却下と言われたが、最低生活費の認定が実情に合っていない。生活扶助の基準が低すぎて、これでは生きていけない。
- (2) 最低生活費の認定について、通院に要する移送費としてタクシー利用を認めるべきである。審査請求人は町外の医療機関へ月1回通院しているが、足の悪い89歳であり、最寄り駅まで徒歩で1時間かかる。また、町内の医療機関に月1度通院しているが、無料の町営バスは1日1便しかない。
- (3) 最低生活費の認定について、皮膚科の医師から保険の薬以外に使用を指示された薬用石鹸やシャンプー（以下「薬用石鹸等」という。）の費用についても認めるべきである。審査請求人は夜も眠れないほどかゆみがひどい。
- (4) 生活扶助の基準について、国の定めた基準であるとしても、地方自治体として国に改定を要求すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、主に次のとおり主張している。

- (1) 本件処分は、審査請求人の収入が生活保護基準の最低生活費を上回ると認められたために行った処分であること、生活保護基準については、生活保護法令に基づいたものであることから、適法（正当）になされたものである。
- (2) 最低生活費の認定にあたり、審査請求人の通院については公共交通機関による利用が可能と判断し、公共交通機関の利用に要する費用を要否判定に用いている。
- (3) 薬用石鹸等については、市販の商品であり、医師の治療用材料としては認められないので、生活保護費の中で賄うものと判断し、要否判定を行ったものである。
- (4) 生活扶助の基準については、実施機関としては法令に基づき、制度運営を心がけている。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法

法第8条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保

護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」としている。

法第 15 条は、医療扶助として、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」としており、「1 診察」、「2 薬剤又は治療材料」、「3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術」、「4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」、「6 移送」の各事項がある。

また、医療扶助の方法として、法第 34 条第 1 項は「医療扶助は、現物給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。」、同条第 2 項は、「前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第 49 条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。」としている。

さらに、医療機関の指定として、法第 49 条は「厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。」としている。

法第 52 条は、診療方針及び診療報酬として、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」としている。

(2) 経常的最低生活費について

経常的最低生活費については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知)(以下「事務次官通知」という。)第 7 の 1 において、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」としている。

(3) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和 36 年 9 月 30 日厚生省発社第 727 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

局長通知第 3-1-(3) は、医療扶助の各給付可否意見書の発行として「医療扶助の開始につき申請があった場合には、申請者の実情に応じ、医療要否意見書等に福祉事務所又は町村の担当員が必要事項を記載の上

申請者に対してこれらの取扱いについて十分説明し、速やかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行するものとする。」「次の各号の1に該当する場合にあっては、各給付要否意見書の提出を求める必要はないこと。」「(ア) 収入、資産等の状況により被保護者とならないことがほぼ明らかとなるとき。」としている。

局長通知第3-9-(1)は、移送の給付について、「給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」とされている。

また、局長通知第3-9-(3)は、給付手続きについて、「被保護者から申請のあった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」「ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費が確実に確認できる場合は、給付要否意見書(移送)の提出を求める必要はないこと。」としている。

(4)「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)

課長通知第3-イ-(イ)は、「タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと。」としている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

本件申請書には、タクシー利用を前提とした医療扶助を申請する旨の記載はないが、一方で処分庁からも、この点について、その旨の申請がなかったとする主張もないことから、本件申請は、審査請求人から口頭によるタクシー利用を前提とした医療扶助の申請がなされたものとし、本件処分は、タクシー利用を認めない旨の決定がなされているものとして、以下に検討する。

(1) タクシーの方法による移送費の支給について

審査請求人は、通院のためタクシーの利用が認められるべき旨を主張するので、以下、この点について検討する。

法第15条では、医療扶助の項目の一つとして移送費を含めており、医療扶助を検討するにあたっては、移送費の要否も検討する必要がある。

移送費の給付については、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によるとされ（局長通知第3-9-（1））、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこととされている（課長通知第3-イ-（イ））。これらの通知に特段、不合理な点はない。

そこで、審査請求人が、上記に照らして、次のア及びイの医療機関への通院に伴う医療扶助の移送の手段としてタクシーの利用が認められるべきか否かについて、以下に検討する。

ア ○○市の医療機関（皮膚科）（最寄り駅まで）

仮に、審査請求人が、○○市の医療機関（皮膚科）に通院する医療扶助が認められるとすると、審査請求人は、鉄道を利用する必要があるが、審査請求人の自宅の最寄りの鉄道の駅までは、約1.6 kmである。そして、処分庁は、この距離について徒歩が可能であるとして、タクシーの利用を認めない決定を行っている。

しかしながら、前記事案の概要1のとおり、審査請求人は、本件処分時に89歳であり、89歳の高齢の者が片道1.6 km、往復で3.2 kmもの距離を歩くことを前提とした上記の判断は、社会通念に照らして相当であるとは認め難い。また、審査請求人から、足が悪く歩くことが困難であるとか、自宅から最寄り駅まで徒歩で1時間かかった旨の主張があるのに対して、処分庁からは、審査請求人の足腰が丈夫であるとか、駅までの歩行に支障がないなど具体的な判断がなされていない。

この点、処分庁は、審査請求人が、友人宅に30分かけて歩いて訪問している旨の発言がなされたことから、これをもってタクシーの利用は必要ないと判断した旨主張するが、友人宅に30分かけて歩くことが可能なことと、移送の手段として、何が経済的、合理的な経路及び交通手段かは、別の判断を要するというべきである。したがって、この点に関する処分庁の主張には理由がなく、○○市の医療機関（皮膚科）に通院するために最寄り駅まで徒歩によるべきとした処分庁の決定は合理性を欠くと言わざるを得ない。

イ ○○町の医療機関（内科）

仮に、審査請求人が、○○町の医療機関（内科）に通院する医療扶助が認められるとすると、自宅付近から無料の町営バスの路線が存在するため、このバスで通院が可能であるとして、処分庁はタクシーの利用を認めないとの決定を行っている。

しかしながら、バスの時刻、本数を見ると、午前〇時〇分に出発し、午後〇時〇分に到着する1日1便しかないというのであり、審査請求人のよ

うな高齢な者ではなくとも、この1日1便の時間帯のバスを前提に通院が可能であると判断するのは合理性を欠くと言わざるを得ない。

ウ そうすると、処分庁は、審査請求人が高齢であること、審査請求人の体力や体調、審査請求人の自宅から鉄道駅までの距離、バスの本数とその発着時間といったものを十分に考慮したうえで判断すべきであるのに、単に、友人宅まで歩いているとの発言や、無料のバス路線が存在するという事項のみを考慮して決定したものであり、その判断は合理性を欠き違法であるというべきである。

そして、本件処分時において、処分庁が積算した最低生活費は〇〇円（通院交通費片道〇〇円から往復〇〇円に修正後）で、処分庁が認定した審査請求人の収入見込額〇〇円との差額は〇〇円であったが、仮に医療扶助が正当であるとして、タクシー代が移送費として支給されると、処分庁が算出した最低生活費にタクシー代〇〇円（審査請求人の主張する額）を加えると最低生活費は〇〇円となり、審査請求人の収入見込額である〇〇円を超え、保護の開始が必要となる可能性がある。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

（２）薬用石鹼等に対する保護費支給の可否について

医療扶助の方法は、現物給付によって行うことを原則とし（法第34条第1項）、現物給付のうち、医療の給付は、医療扶助のための医療を担当させる機関を知事が指定し、委託することによって、指定医療機関がこれを行い（法第34条2項、第49条）、指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとされている（法第52条）。

審査請求人は、薬用石鹼等の費用について保護費として支給されるべき旨主張している。

しかしながら、審査請求人主張の薬用石鹼等は、審査請求人も認めているとおり、医療機関が国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によって処方したものではなく、医療扶助の対象とはならない。また、最低生活に不可欠であって緊急やむを得ない特別の需要である臨時的最低生活費と認められるものでもないことから、事務次官通知第7の1による経常的最低生活費により賄われるものと考えられる。

よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

（３）保護費の基準に関する主張について

保護の基準及び程度については、これをいかに設定するかは、法第8条により厚生労働大臣に委任され定められた法規範であることから、これについては判断しない。

(4) 審理手続における提出書類の取扱いについて

本件審査請求の審理手続において、処分庁が弁明書に添付した書類に本件処分の審査に関わりのない調査書類が添付されており、当該書類が審査請求人に対して送付されたことについては、審査庁の判断に影響を与えるものではないが、審査請求人に対する配慮が足りないものと言わざるを得ず、審査手続における提出物の選択については適切に行われたい。

3 一定の処分をすべき旨を命ずることの可否

本件処分が取り消されるべきであることは、上記2のとおりであるが、これにとどまらず、上級行政庁である審査庁が、処分庁に対して、保護開始決定等一定の処分を命ずべきか否かについて検討する。

医療扶助は、医療扶助の申請があった場合は、指定医療機関が、医療扶助の要否等について意見を記入した医療要否意見書により、その必要性について判断をしなければならず（局長通知第3-1-(3)）、その移送費についても同様に申請があった場合には、指定医療機関が移送の要否等について意見を記入した医療要否意見書（移送）により、その必要性を判断しなければならない（局長通知第3-9-(3)）。

この点、処分庁は、医療扶助及びその移送に関して、医療要否意見書による指定医療機関の意見を聴取する手続を行っていない。

そうすると、改めて医療扶助を支給するためには、指定医療機関の意見を聴取したうえで、そもそも医療扶助が必要であるか否か、医療機関は審査請求人の居住地から近距離であるか否か、近距離に医療機関があるにもかかわらず別の医療機関を受診する場合にはその必要性が認められるか否か、受診日数はどの程度が適当であるか、通院するための合理的、経済的な経路及び利用する交通機関はいかなるものか、タクシーが必要とすれば片道だけなのか往復なのか、一般の運送事業者以外に交通手段はないのか等を検討することが必要になる。

そして、これらの手続を、審査庁において実施すると相当の期間を要することが考えられるが、より専門的な機関である処分庁が、保護の基準により測定した審査請求人の需要をより丁寧に把握し、その居住地の地域性を考慮したうえ、場合によっては嘱託医と協議し、検診命令などを発する等、指定医療機関と連携して、より迅速に手続を実施できるものと考えられる。

したがって、本件処分は取消しが相当であるとの判断にとどめるものとする。

結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和3年10月27日

審査庁 三重県知事 一 見 勝 之